



全日本不動産近畿流通センター主催 公益法人制度勉強会

公益法人制度改革

～これからどうなる公益法人～



税理士法人 京都経営
株式会社 京都経営 コンサルティング

代表社員 / 税理士 大江 孝明
E-mail : oe@kyotokeiei.com <http://www.kyotokeiei.com>



1. 従来の公益法人の状況
 - 従来の公益法人の状況
 - 公益法人改革に至る背景・現状の様々な問題点
2. 公益法人制度改革の概要
 - 公益法人制度改革の目的
 - 公益法人制度改革の概要
 - 新制度における公益法人の選択肢
3. 公益社団・財団法人 / 一般社団・財団法人の主な相違点
 - 公益社団・財団法人 / 一般社団・財団法人の主な相違点
 - 一般社団・財団法人、公益社団・財団法人のメリット・デメリット
4. 特例民法法人から公益社団・財団法人への移行認定
 - 公益認定基準（公益目的事業・収支相償・収益事業区分）
 - 公益目的事業 チェックポイント
5. 特例民法法人から一般社団・財団法人への移行認可
 - 一般認可基準
 - 公益目的支出計画
6. 新制度における税制
 - 法人税法の3つ区分（税率・みなし寄付金など）
 - 寄付した側の税制（個人・法人）
7. 新制度における会計基準
 - 3つの会計基準と計算書類・財務諸表等
 - 新・新会計基準（平成20年改正）の概要など
8. 質疑・応答

従来の公益法人の状況について

日本の公益法人制度は、明治29年の民法制定とともに始まり、以来約1世紀にわたって、民間非営利部門に大きな役割を果たしています。公益法人は旧民法第34条(新制度により廃止)に基づき、主務官庁の許可を得て設立され、様々な活動を行ってきました。



内 特定公益増進法人 約900団体



1. 行政改革の一環

主務官庁との癒着

主務官庁の裁量権に基づく許可の不明瞭性

税制優遇などの不祥事

官僚の天下り先になっている

2. 現在の公益性とのズレ

公益性を失った法人が公益法人として存在している。

公益の考え方のずれ(ゴルフ場がなぜ公益法人?)

情報開示(ディスロジャー)ができていない

税制優遇など不正に使う公益法人

法人の運営(ガバナンス)に問題がある。

3. 近年のNPOやボランティア団体の活躍

ニーズの多様化により、行政の限界

民間ボランティアの活躍と重要性

なかなか社団・財団法人の許可してくれない

公益法人制度改革の目的

民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、民による公益の増進に寄与

主務官庁の裁量権に基づく許可の不明瞭性など従来の公益法人の問題点を解決

公益法人制度改革 公益法人にとって大きな転機

1. 「法制度」の改革・・・ 110年ぶり

法人法 … 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

認定法 … 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

整備法 … 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

2. 「税制」の改革 …… 60年ぶり

3. 「会計基準」の改革・・・ 20年ぶり

公益法人制度の概要

(現行公益法人制度)

◎法人設立等の主務官庁制・許可主義
(法人の設立と公益性の判断は一体)

主務官庁の裁量にバラツキ

(社団法人・財団法人)

法人の設立

主務官庁の許可が必要



公益性の判断

主務官庁が自由に判断できる

税との関係

- 法人格と税の優遇が連動
- ・法人税は収益事業のみ課税
- ・さらに一定の要件を満たす特定公益増進法人は、寄付金優遇

(新制度)

◎主務官庁制・許可主義の廃止
(法人の設立と公益性の判断を分離)

平成20年12月1日以降

(一般社団法人・一般財団法人)

法人の設立

登記のみで設立

(公益社団法人・公益財団法人)

公益性の判断

一般社団法人・一般財団法人のうち希望する法人に対して、民間有識者による委員会の意見に基づき行政庁が認定

・ 統一的な判断 ・ 明確な基準を法定

税との関係

- 公益性を認定された法人
- これに寄付する者について
- 税制上の優遇措置

分離

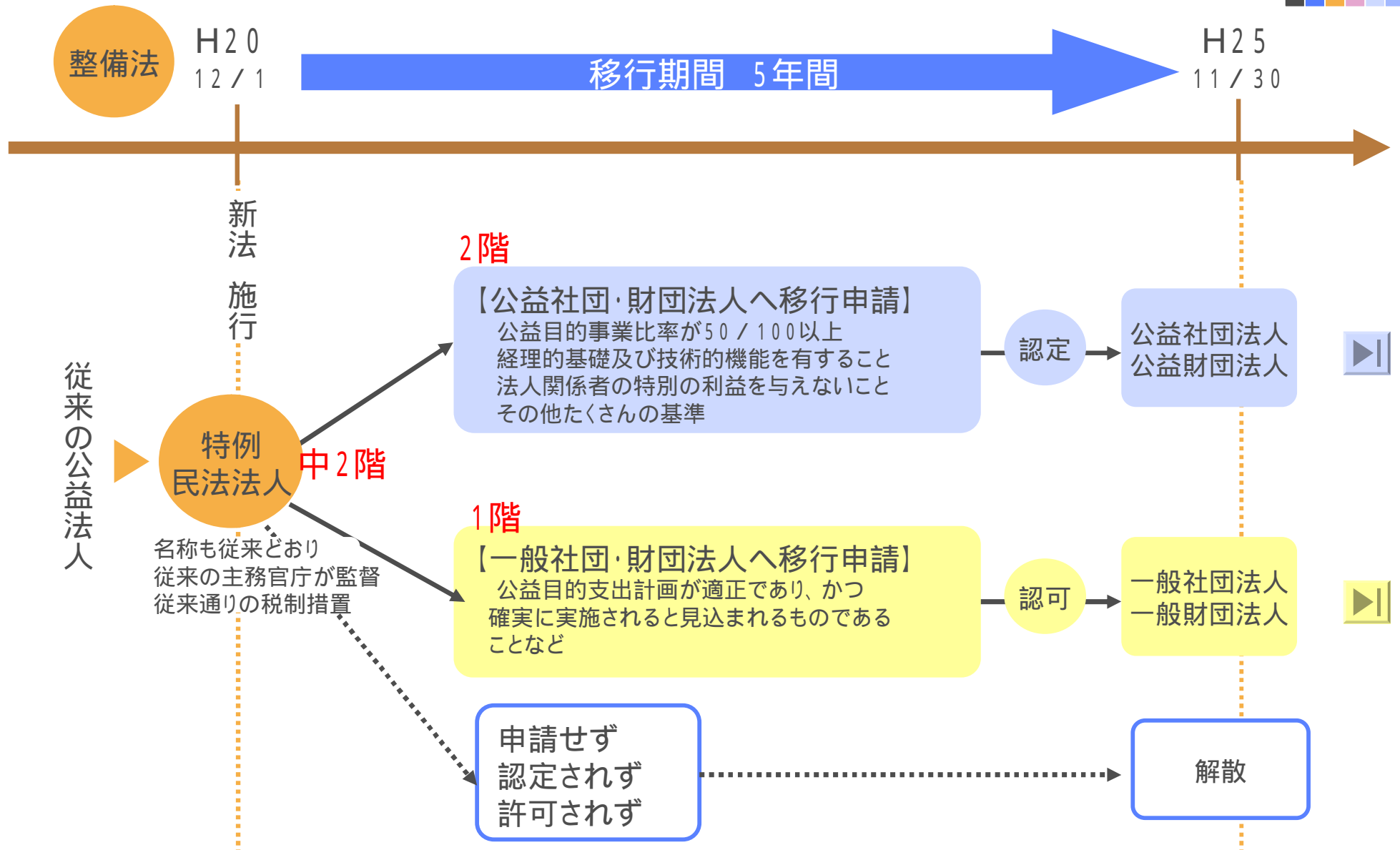
法人法

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

認定法

公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律

新制度における従来の公益法人の選択肢



公益社団法人・財産法人 / 一般社団・財団法人の相違点



項目	公益社団・財団法人	一般社団・財産法人
名称	公益社団法人 公益財団法人	一般社団法人 一般財産法人
移行の認定・許可の要件	「法人法」及び「認定法」に適合していること 公益認定基準を遵守し、事業実施することが必要(18の要件) 公益認定等委員会・都道府県の合議制の機関が審査し、行政庁が認定を行う。	「法人法」に適合していること 公益目的支出計画が適正かつ確実であること 公益認定等委員会・都道府県の合議制の機関が審査し、行政庁が認定を行う。
事業目的制限 支出制限	公益目的事業を主たる事業にすること 公益目的事業比率を50 / 100以上にしなければならない等公益認定基準を遵守し、 事業実施 することが必要 事業内容を変更するときは、変更認定が必要となる場合がある	公益目的支出計画実施中は、公益目的支出計画に定めた実施事業等を着実に実施することが必要 それ以外については、法人の創意工夫により公益的な事業はもとより 柔軟な事業の展開が可能 。
遊休財産制限	1事業年度分の公益目的事業相当額が上限 (公益目的事業に使っている固定資産・将来特定費用準備金・特定の財産の取得のために積み立てた財産は除く)	制限なし

公益社団法人・財産法人 / 一般社団・財団法人の相違点



項目	公益社団・財団法人	一般社団・財産法人
監督等	<p>公益等認定委員会・都道府県の合議制の機関による報告要求・立ち入り調査・帳簿等検査・質問権の行使・勧告・命令・認定の取り消しがある。</p> <p>警察庁、国税庁への意見聴取権など 法令に違反すれば認定の取り消しもあり</p>	<p>原則、法人の自主的運営が可能</p> <p>公益目的支出計画実施中は、毎事業年度行政庁に対して実施報告をする必要がある。 (公益目的支出計画が終了すれば報告も不要)</p>
必要的設置機関	<p>【公益社団法人】</p> <p>社員総会 理事 理事会(必須・任期2年・定款で短縮可) 監事(必須・任期4年・定款で最短2年) 会計監査人(原則設置) 同一親族1 / 3以下基準 役員報酬支給基準を定めることなど</p> <p>【公益財団法人】</p> <p>設置機関は、右に同じ</p>	<p>【一般社団法人】</p> <p>社員総会 理事(1名以上) 理事会(設置は任意) 監事(設置は任意) 会計監査人(負債200億超えれば必ず置く)</p> <p>【一般財団法人】</p> <p>評議員・評議員会・理事・理事会・監事・会計監査人</p>
税制上の措置	<p>原則非課税(収益事業は課税) みなし寄付金損金算入あり 利子配当非課税 寄付金控除(特定公益増進法人と同じ)</p>	<p>【非営利型法人】</p> <p>収益事業のみ課税 みなし寄付金なし 利子配当課税</p> <p>(上記以外の法人は、普通法人と同じ税制)</p>

公益社団・財団法人 / 一般社団・財団法人のメリット・デメリット



項目	公益社団・財団法人	一般社団・財団法人
メリット	<p>より高い信頼性を得ることができる</p> <p>税制が優遇 みなし寄付金・利子配当非課税・寄付金控除など</p> <p>寄付金控除などの優遇制度があり、寄付金など集めやすい</p> <p>補助金等が比較的を受けやすい</p>	<p>「一般」とは付くが、社団法人・財団法人という名称は存続する</p> <p>「非営利性が徹底された法人」や「共益的活動を目的とする法人」には、一部税制優遇は受けられる。</p> <p>事業活動の自由化(自主的な運営)</p> <p>事業の収入・費用の制限なし</p> <p>財産保持に関する制限なし</p>
デメリット	<p>公益認定基準(18項目)のハードルが高い</p> <p>事業活動が自由が制限される</p> <p>事業の収入・費用に制限あり</p> <p>財産保持に関する制限(解散等の場合、財産は原則国等・他の公益法人へ)</p> <p>公益認定受けるため、事業の大幅な変更を余儀なくされ、会員の理解を得られないケースもでてくる。</p>	<p>「公益」を名乗ることができない</p> <p>民法特例法人は、「公益目的支出計画実施中は、事業や財産支出も、行政庁より拘束されてしまう。</p>

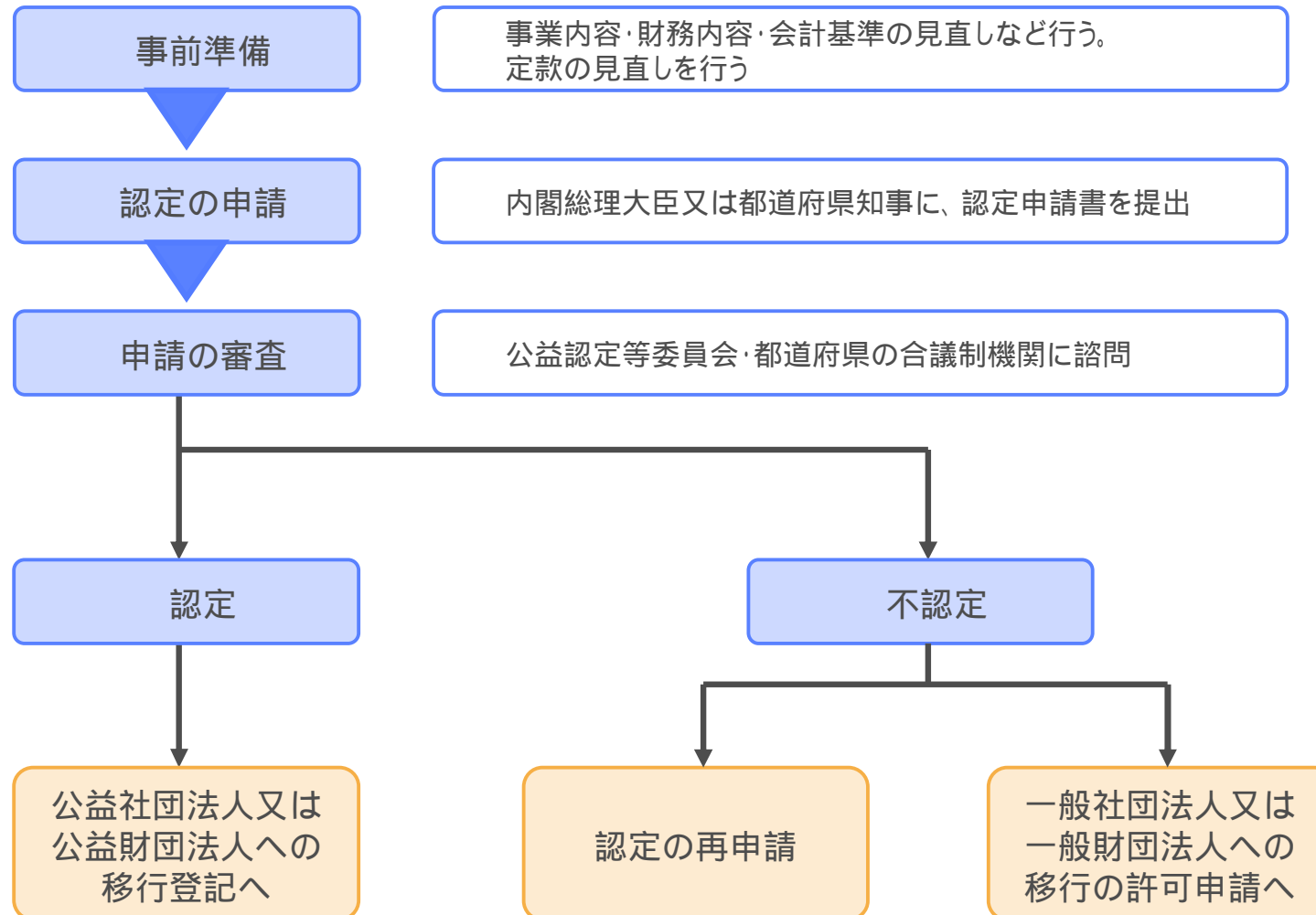
公益社団・財産法人への移行認定



特例民法法人は、行政庁の認定を受け、公益社団・財団法人となることができます。

認定基準

定款の内容が法人法及び認定法に適合するものであること
認定法第5条(公益認定基準)に掲げる基準に適合するものであること



公益法人認定基準(18項目)



1. 公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであること。
2. 公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
3. 社員、評議員、理事、監事、使用人その他の政令で定める当該法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。
4. 会社経営者、特定の個人、特定の団体などに寄附や特別の利益を与えない。
5. 投機的な取引、高利の融資、公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないものであること。
6. 当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を超えないものであること。
7. 公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
8. 公益目的事業比率が100分の50以上となると見込まれるものであること。
9. 遊休財産額が1年間の公益目的事業の実施費用に準ずる額を超えないこと。
10. 理事(監事)の親族等の合計数が理事(監事)総数の3分の1を超えないこと。
11. 他の同一団体の理事(監事)、使用人等の合計数が理事(監事)の総数の3分の1を超えないものであること。
12. 大規模法人の場合は、会計監査人を置いているものであること。
13. 役員、評議員に対する報酬等について、民間事業者と比べ不当に高額とならないこと。

公益法人認定基準(18項目)



14. 一般社団法人にあっては、次のいずれにも該当するものであること。
 - (1) 社員の資格の得喪に関して、不当に差別的な取扱いをする条件がないこと。
 - (2) 社員総会において行使できる議決権の数や、条件等に定款の定めがある場合には、その定めが次のいずれにも該当するものであること。
 - ア 社員の議決権に関して、不当に差別的な取扱いをしない。
 - イ 社員の議決権に関して、会費等に応じて票などに差をつけない。
 - (3) 理事会を置いているものであること。
15. 他の団体の意思決定に参与することができる株式その他の内閣府令で定める財産を保有していないものであること。

ただし、当該財産の保有によって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合として政令で定める場合は、この限りでないこと。
16. 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産があるときは、その旨並びにその維持及び処分の制限について、必要な事項を定款で定めているものであること。
17. 公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人等に贈与する旨を定款で定めているものであること。
18. 清算をする場合において残余財産を類似の事業を目的とする他の公益法人等に帰属させる旨を定款で定めているものであること。

公益目的事業の定義（認定法第2条第4号）

- A 学術、技芸、慈善その他公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって
- B 「不特定」かつ「多数」の者の利益の増進に起用するもの

Aについて

個々の事業が別表各号のいずれかに該当しているかを検討。

公益法人認定法 別表(第二条関係)

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
-
- 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

Bについて

個々の事業が特定多数の者のみの利益の増進になってないかどうかの観点からチェックポイントに沿って検討。
※事実認定に当たって留意すべき点であり、これらを勘案して委員会で審議の上、判断することとなる。

事業区分	チェックポイント
検査検定	...
研究開発	...
表彰	..
展示	...
施設貸与	...
...	...

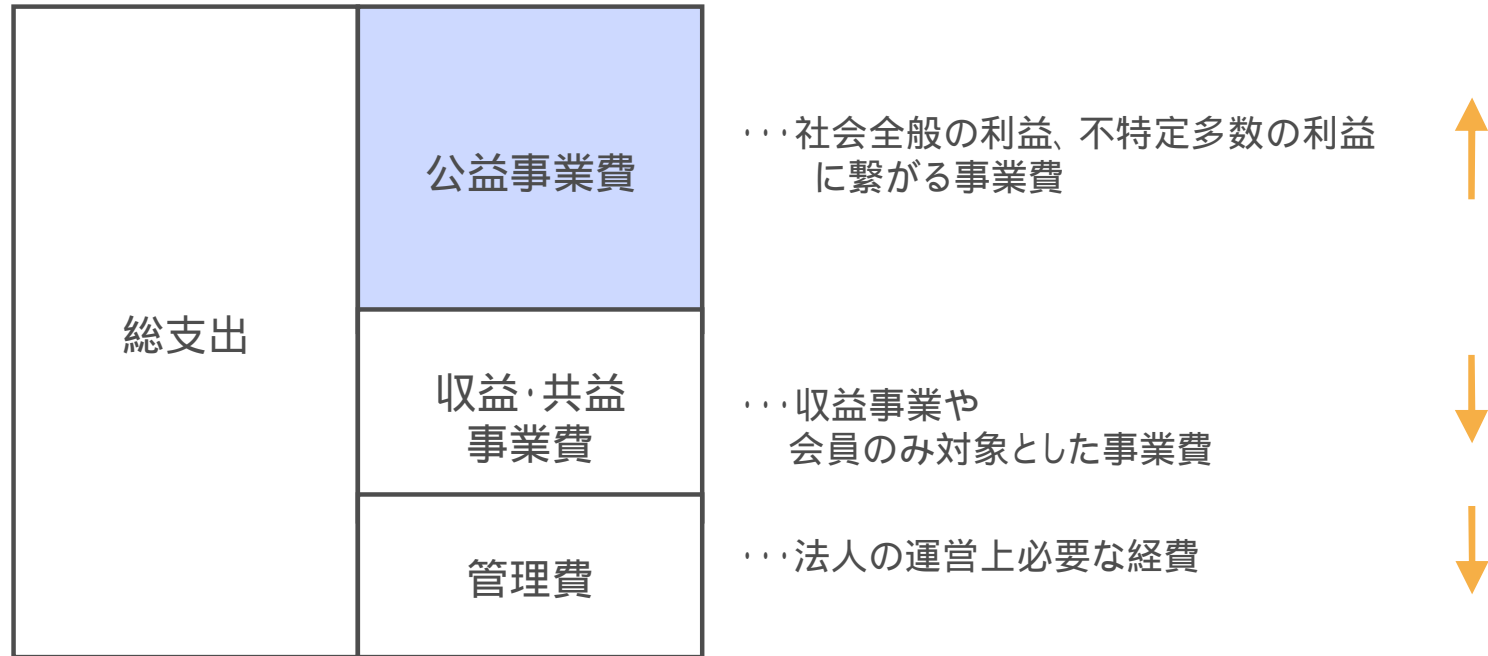
検査検定	検査検定
	○不特定多数の利益増進への寄与を明示？
	○検査検定の基準を公表？
	...

事業ごとにチェック
文章で申請
認定にキーワードはきちんと
書くこと

公益認定基準 公益目的事業比率 (別表B)



公益目的事業比率が50 / 100以上でなければならない。



対処方法

1. 事業の見直し…共益事業から公益事業の転換
2. 管理費の事業費への振替…人件費や減価償却費や賃借料など事業費へ配布(配布基準)
3. 将来の特定の事業積立金や無償の役務(ボランティア)の提供などを実際に雇ったとした時の費用相当額を事業費相当額に入れる

公益社団・財団法人は、公益目的事業に係る収入が、その実施に要する適正な費用を償う額を超えない(収支相償)と見込まれるものでなければならない。
すなわち、公益目的事業は赤字でなければならないことを定めています。

この収支相償について、2段階で判定を行う。

第1段階

各公益目的事業ごとに費用と収入を比較する。

(仮に収入の額が費用の額より大きくても、その差額を将来のその事業の費用に充てる資金に繰り入れる場合は、収支相償の基準に満たしているものとみなす。)

第2段階

第1段階で計算した収支に加え、その他公益に係る費用と収入を合計し、**公益全体の収支**を比較する。

(仮に収入の額が費用の額を上回った場合でも、将来の特定の公益事業に充てる資金(**特定費用準備資金**)に繰り入れる場合や、公益的な資産を取得する資金(**公益資産取得資金**)へ繰り入れる**場合**には、収支相償の基準に満たしているものとみなす。)

公益認定基準 遊休財産 (別表C)

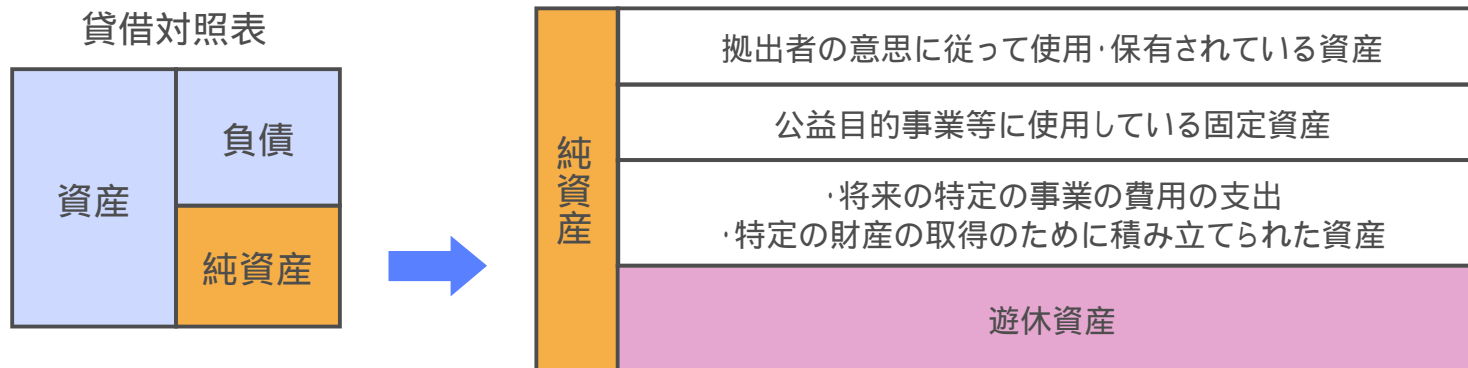


「遊休財産額」とは、公益目的事業や収益事業等のために現在使用していない財産で、かつ、今後も使用が見込まれない財産の合計額のことをいいます。
遊休財産の額が、1年分の公益事業費相当額を超えてはいけません。

遊休財産額の計算は、図のように純財産のうち、
「拠出者の意思に従って使用・保有されている財産」
「公益目的事業等に使用している固定資産」
「特定費用準備資金や特定の財産の取得のために積み立てられた資産」を控除したものとなります。

遊休財産額規制 (公益認定法第5条第9号及び第16条)の概要

$$\text{遊休財産額} = \text{貸借対照表の純資産額} - \text{遊休とみなさないものの額}$$



負債と重複部分については調整

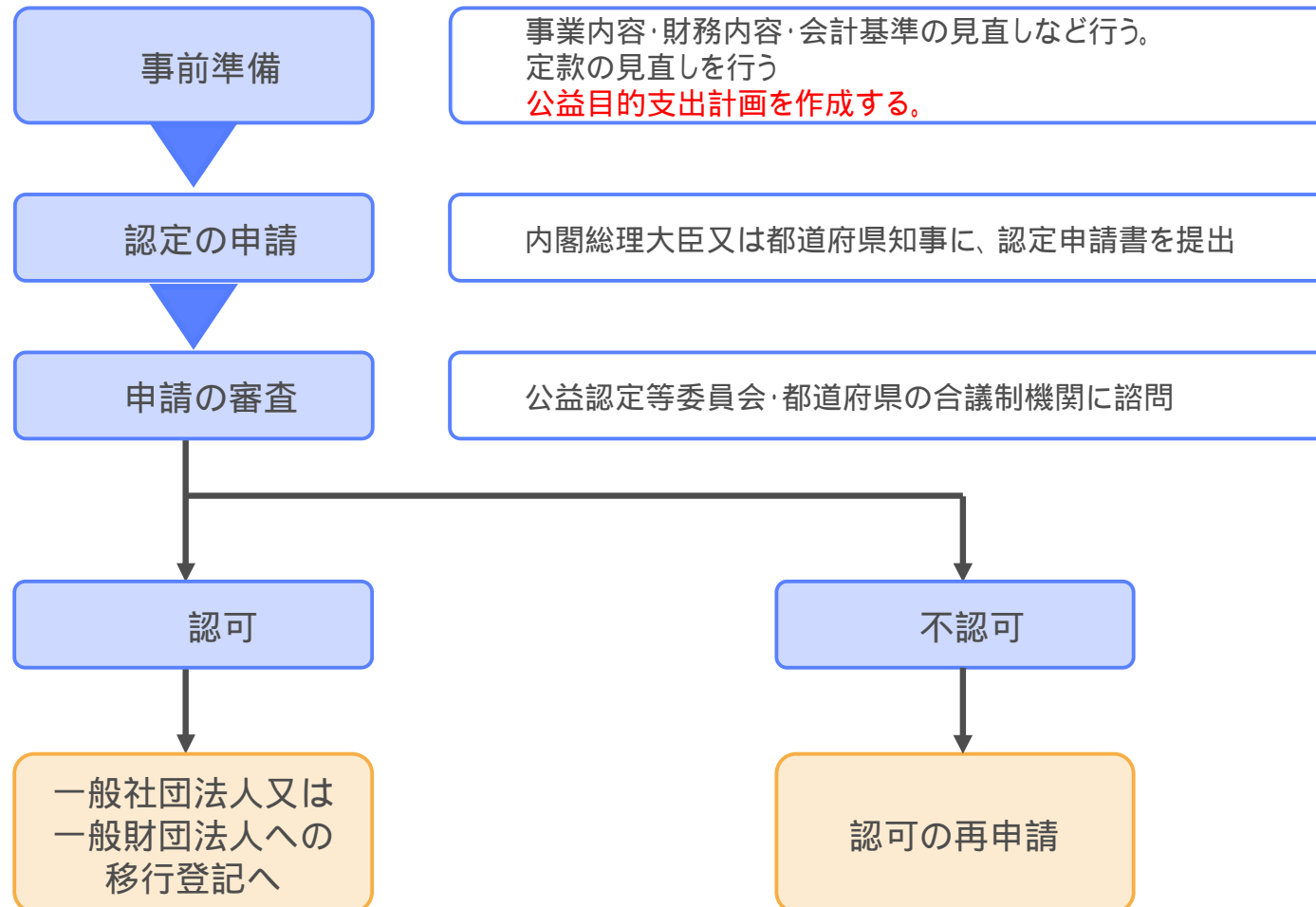
一般社団・財産法人への移行認可



特例民法人は、行政庁の認可を受け、一般社団・財団法人となることができます。

認可基準

定款の内容が法人法に適合するものであること
法人移行時の純資産額を基礎に計算した公益目的財産額がある法人は、作成した「公益目的支出計画」が適正であり、確実に実施すると見込まれるもの



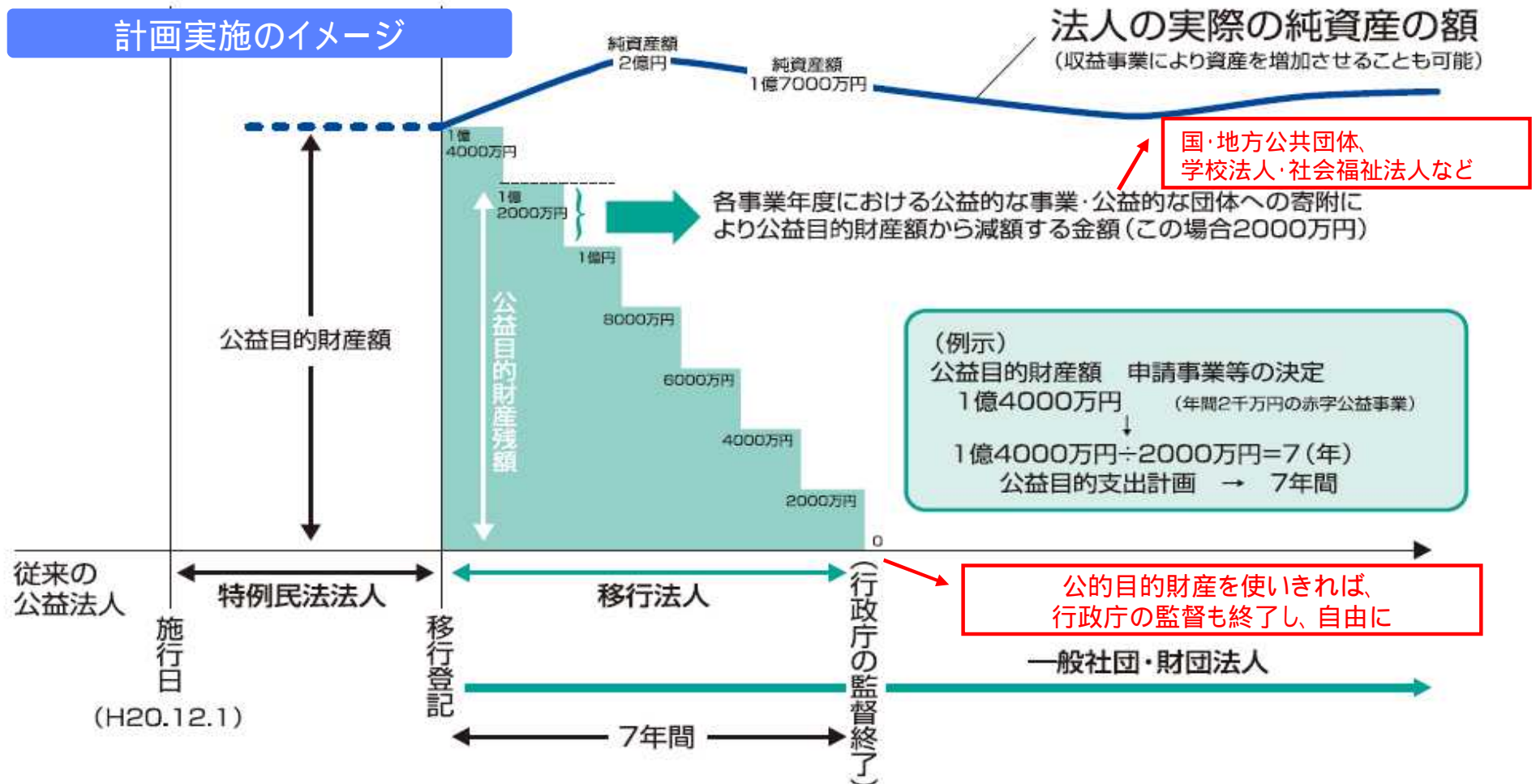
一般社団・財団法人への認可 公益目的支出計画

公益目的支出計画の解説

一般社団・財団法人へ移行認可する法人は、公益目的財産額に相当する金額を公益の目的のために消費していく計画(公益目的支出計画)を作成することになります。

この公益目的支出計画に記載する、公益のために行う事業等を「実施事業等」といい、実施事業等として他の公益団体等へ寄付してもかまいませんし、また公益的な赤字事業を公益目的財産額を使い切るまで継続しても構いません。

計画実施のイメージ



法人所得に対する税制

種類		課税範囲	法人税率
公益社団法人・ 公益財団法人		<p>【収益事業のみ課税・公益目的事業非課税】</p> <p>みなし寄付金あり</p> <p>収益事業に属する資産から、公益目的事業に支出した金額は、みなし寄付金として損金算入できる。 (その公益目的事業の実施のため必要な金額限度)</p> <p>利子配当非課税</p>	税率30% (800万円 まで22%)
一般社団法人・ 一般財団法人	非営利型 法人	<p>収益事業のみ課税</p> <p>みなし寄付金なし</p> <p>利子配当課税</p>	税率30% (800万円 まで22%)
	上記以外 の法人	<p>普通法人課税</p> <p>利子配当課税</p>	

公益社団・財団法人は、寄付も優遇される

寄附税制

国税

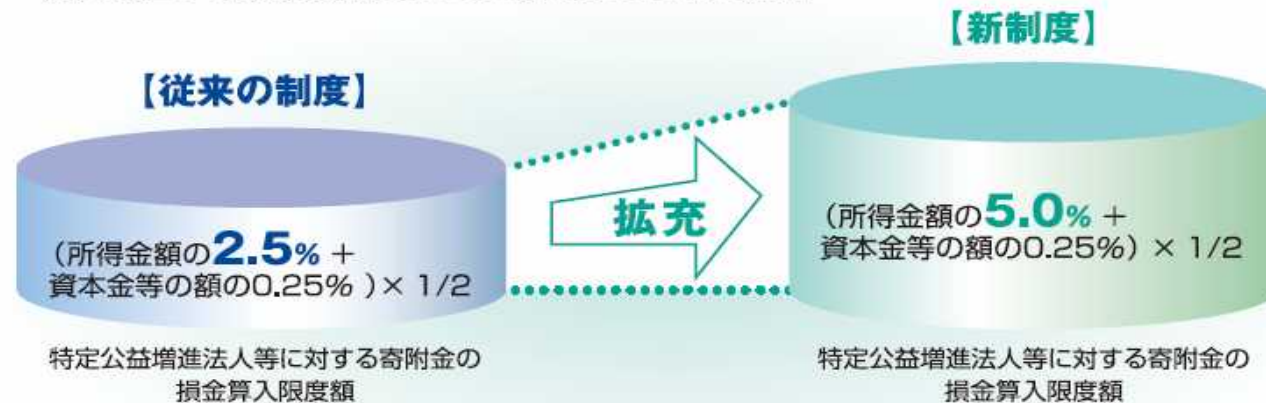
公益社団・財団法人は寄附優遇の対象となる「特定公益増進法人」に該当

- ① 個人が特定公益増進法人に対して寄附をした場合には、その寄附額から5,000円を差し引いた金額をその個人の所得から控除

注) 寄附額は、その個人の所得の40%相当額が限度。

- ② 法人が特定公益増進法人に対して寄附をした場合には、
(所得金額の5.0% + 資本金等の額の0.25%) × 1/2を限度として損金算入

注) 平成20年度税制改正において、2.5%から5.0%に拡充。



新制度における新会計基準



3つの会計基準と計算書類・財務諸表等

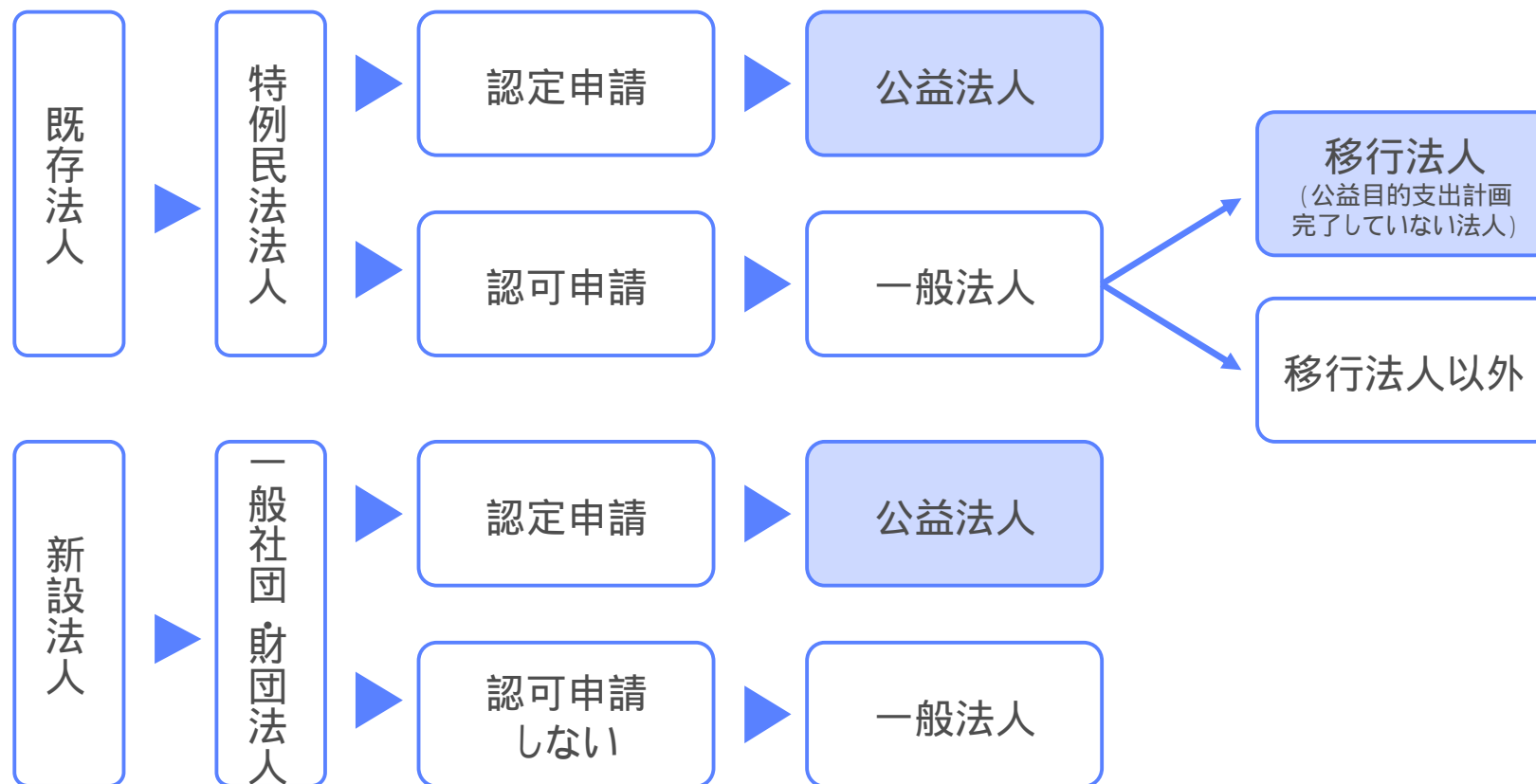
	昭和60年改正基準	平成16年改正基準 (新会計基準)	公益法人会計基準 (平成20年改正基準) (新・新会計基準)
目的	内部報告目的	外部報告目的	外部報告目的
対象法人	旧民法34条の法人 (特例民法法人の申請するまで)		新制度の法人
計算書類 財務諸表等	計算書類 1. 収支計算書 2. 正味財産増減計算書 3. 貸借対照表 4. 財産目録	財務諸表 1. 貸借対照表 2. 正味財産増減計算書 3. 財産目録 4. キャッシュフロー計算書 (大規模公益法人のみ)(注1)	財務諸表 1. 貸借対照表 2. 正味財産増減計算書 3. キャッシュフロー計算書 (大規模公益法人のみ)(注2)
	—	内部管理事項 1. 収支予算書 2. 収支計算書	財務諸表等 1. 附属明細書 2. 財産目録(注3)

(注1) 資産合計100億円以上若しくは負債合計50億以上又は経常収益の合計額が10億円以上の民法34条の法人

(注2) 収益の額、費用及び損失の額1000億円以上又は負債合計50億円以上の公益社団・財団法人

(注3) 公益社団・財団法人のみ

新・新会計基準適用法人と経過措置



(注1) 図の網掛けは、公益法人会計基準(新・新会計基準適用)

(注2) 特例民法法人が、移行認定・認可を申請をする場合には、平成20年12月1日以降開始する最初の事業年度終了後3ヶ月以内までの申請は、16年改正基準を用いることができる。

(3月決算法人なら、平成22年6月30日までの移行申請するケースは、16年改正基準OK)



質疑・応答

公益認定ガイドラインチェックポイント



	事業区分	事業名の例（事業報告書等に記載されているもの）
1	検査検定	検査・検定、検査、検定、認証
2	資格付与	技能検定、技術検定、資格認定
3	講座、セミナー、育成	講座、講習、セミナー、シンポジウム、人材育成、育成、研修会、学術集会、学術講演会
4	体験活動等	イベント、体験、体験教室、ツアー、観察会
5	相談、助言	相談、相談対応、相談会、指導、コンサルタント、助言、苦情処理
6	調査、資料収集	調査研究、調査、統計、資料収集、情報収集、データベース作成、分析
7	技術開発、研究開発	研究開発、技術開発、システム開発、ソフト開発、研究、試験研究
8	キャンペーン、〇〇月間	キャンペーン、普及啓発、週間、月間、キャラバン、政策提言
9	展示会、〇〇ショー	展示会、博覧会、ショー、〇〇展、フェア、フェスタ、フェスティバル
10	博物館等の展示	〇〇館、コレクション、常設展示場、常設展示
11	施設の貸与	施設（又は会館、ホール、会議室）管理、施設の管理運営、施設の維持経営
12	資金貸付、債務保証等	融資、ローン、債務保証、信用保証、リース
13	助成（応募型）	助成、無償奨学金、支援、補助、援助、補助金、利子補給、家賃補助、無償貸与、無償貸付、無償レンタル
14	表彰、コンクール	表彰、〇〇賞、〇〇大賞、コンクール、コンクール大会、審査、コンテスト、グランプリ、展覧会
15	競技会	競技大会、試合、大会、〇〇カップ、〇〇杯、〇〇オープン
16	自主公演	公演、興行、演奏会
17	主催公演	主催公演、主催コンサート

